

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2025年 7 月14日		
【会社名】	フラー株式会社		
【英訳名】	Fuller, Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 将司		
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っています)		
【電話番号】	—		
【事務連絡者氏名】	—		
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2		
【電話番号】	04-7197-1699		
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営管理グループ長 宮毛 忠相		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		56,610,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		208,494,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		41,769,000円
【縦覧に供する場所】	フラー株式会社 柏の葉本社 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2		

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年6月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年7月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し213,900株(引受人の買取引受による売出し178,200株・オーバーアロットメントによる売出し35,700株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年7月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)

(2) ブックビルディング方式

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

(2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2．グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

3．ロックアップについて

4．親引け先への販売について

5．売出数の決定範囲について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年7月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年7月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(943.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	60,000	56,610,000	31,464,000
計(総発行株式)	60,000	56,610,000	31,464,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年6月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は68,400,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2025年7月14日に決定された引受価額(1,076.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,170円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	60,000	56,610,000	32,292,000
計(総発行株式)	60,000	56,610,000	32,292,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金です。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	943.50	未定 (注) 3	100	自 2025年 7月15日(火) 至 2025年 7月18日(金)	未定 (注) 4	2025年 7月23日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

仮条件は、1,110円以上1,170円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年7月14日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定しました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(943.50円)及び2025年7月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、2025年6月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は2025年7月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

5. 株式受渡期日は、2025年7月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 申込み在先立ち、2025年7月7日から2025年7月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(943.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止します。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
1,170	1,076.40	943.50	538.20	100	自 2025年7月15日(火) 至 2025年7月18日(金)	1株につ き1,170	2025年7月23日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定しました。その状況については、以下のとおりです。
 発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,110円～1,170円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
 当該ブックビルディングの状況につきましては、
 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
 以上が特徴でありました。
 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,170円と決定いたしました。
 なお、引受価額は1,076.40円と決定しました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,170円)と会社法上の払込金額(943.50円)及び2025年7月14日に決定された引受価額(1,076.40円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は538.20円(増加する資本準備金の額の総額32,292,000円)と決定しました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,170円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
5. 株式受渡期日は、2025年7月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	60,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年7月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	60,000	—

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年7月14日)に元引受契約を締結する予定です。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	60,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年7月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,076.40円)を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額(1株につき93.60円)は引受人の手取金となります。
計	—	60,000	—

(注) 上記引受人と2025年7月14日に元引受契約を締結しました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
62,928,000	6,000,000	56,928,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)を基礎として算出した見込額です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
64,584,000	6,000,000	58,584,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額56,928千円については、全額を、デジタルパートナー事業の拡大のため、事業推進を担うクリエイティブ人材（エンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクター）の確保に係る採用関連費用（人材紹介会社に支払う手数料、採用媒体の利用料、採用イベントの参加費、採用部門人件費、新卒者人件費（新卒入社1年以内の従業員に係る人件費）など）に、2026年6月期28,928千円、2027年6月期28,000千円充当予定です。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社銀行口座にて適切に管理を行う予定です。

なお、何らかの要因により調達資金を予定外の使途に充当する可能性があります、その場合は適時開示等により公表します。

(訂正後)

上記の差引手取概算額58,584千円については、全額を、デジタルパートナー事業の拡大のため、事業推進を担うクリエイティブ人材（エンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクター）の確保に係る採用関連費用（人材紹介会社に支払う手数料、採用媒体の利用料、採用イベントの参加費、採用部門人件費、新卒者人件費（新卒入社1年以内の従業員に係る人件費）など）に、2026年6月期29,584千円、2027年6月期29,000千円充当予定です。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社銀行口座にて適切に管理を行う予定です。

なお、何らかの要因により調達資金を予定外の使途に充当する可能性があります、その場合は適時開示等により公表します。

第 2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2025年7月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	178,200	203,148,000	新潟県新潟市 渋谷 修太 79,000株 東京都港区赤坂五丁目3番6号 TBSイノベーション・パートナーズ1号 投資事業組合 24,400株 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル 株式会社デジタルホールディングス 15,100株 新潟県三条市中野原456番地 株式会社スノーピーク 15,000株 茨城県土浦市中央二丁目11番7号 つくば地域活性化ファンド投資事業有限責 任組合 15,000株 茨城県つくばみらい市 櫻井 裕基 13,400株 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI地方創生事業育成1号投資事業有 限責任組合 10,300株 新潟県新潟市 畠山 創太 4,000株 千葉県柏市 清原 友紀 2,000株
計(総売出株式)	—	178,200	203,148,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されていま

す。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止しま

す。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額です。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定日(2025年7月14日)に決定される売
出数は、需要状況を勘案し、上記売出数の80%以上かつ120%以下である142,600株以上213,800株以下の範
囲内で決定されます。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一
です。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントに
よる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントに
よる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを要請しています。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社ヤブリ （東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階）	<u>上限17,000株</u>	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくため。
フラー従業員持株会 （千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2）	<u>上限4,500株</u>	当社従業員の福利厚生のため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

(訂正後)

2025年7月14日に決定された引受価額(1,076.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,170円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	178,200	208,494,000	新潟県新潟市 渋谷 修太 79,000株 東京都港区赤坂五丁目3番6号 TBSイノベーション・パートナーズ1号 投資事業組合 24,400株 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル 株式会社デジタルホールディングス 15,100株 新潟県三条市中野原456番地 株式会社スノーピーク 15,000株 茨城県土浦市中央二丁目11番7号 つくば地域活性化ファンド投資事業有限責 任組合 15,000株 茨城県つくばみらい市 櫻井 裕基 13,400株 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI地方創生事業育成1号投資事業有 限責任組合 10,300株 新潟県新潟市 畠山 創太 4,000株 千葉県柏市 清原 友紀 2,000株
計(総売出株式)	—	178,200	208,494,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一です。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 当社は、株式会社ＳＢＩ証券に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを要請しています。株式会社ＳＢＩ証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ４．親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社ヤブリ （東京都港区六本木三丁目２番１号 住友不動産六本木グランドタワー41階）	当社普通株式17,000株	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくため。
フラー従業員持株会 （千葉県柏市若柴178番地４ 柏の葉キャンパス148街区２）	当社普通株式3,500株	当社従業員の福利厚生のため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

(注) 3. 4. の全文削除及び 5. 6. 7. 8. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 7 月15日(火) 至 2025年 7 月18日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の全 国の本支店 及び営業所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都中央区日本橋一丁 目13番 1 号 野村證券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋 一丁目 8 番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目 3 番 1 号 S M B C 日興証券株式会 社 新潟県長岡市大手通一丁 目 5 番地 5 岡三にいがた証券株式会 社 東京都渋谷区恵比寿四丁 目20番 3 号 Jトラストグローバル証 券株式会社 新潟県長岡市大手通二丁 目 3 番地10 第四北越証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名 駅四丁目 7 番 1 号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁 目 4 番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 . と同様です。

2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3 . 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(2025年 7 月14日)に決定する予定です。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 . 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定です。

5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。また、当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
1,170	1,076.40	自 2025年 7 月15日(火) 至 2025年 7 月18日(金)	100	1株につ き1,170	引受人の全 国の本支店 及び営業所	東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 東京都中央区日本橋一丁 目13番1号 野村證券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋 一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会 社 新潟県長岡市大手通一丁 目5番地5 岡三にいがた証券株式会 社 東京都渋谷区恵比寿四丁 目20番3号 Jトラストグローバル証 券株式会社 新潟県長岡市大手通二丁 目3番地10 第四北越証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名 駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁 目4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6番21号 楽天証券株式会社	(注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と
同様です。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定しま
した。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定しま
した。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数

株式会社SBI証券	143,300株
野村證券株式会社	14,200株
岩井コスモ証券株式会社	2,300株
S M B C 日興証券株式会社	2,300株
岡三にいがた証券株式会社	2,300株
Jトラストグローバル証券株式会社	2,300株
第四北越証券株式会社	2,300株
東海東京証券株式会社	2,300株
松井証券株式会社	2,300株
マネックス証券株式会社	2,300株
楽天証券株式会社	2,300株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価と引受価額との差額(1株につき93.60円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2025年7月14日に元引受契約を締結しました。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託します。また、当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	35,700	40,698,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 35,700株
計(総売出株式)	—	35,700	40,698,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、需要状況により増加、減少若しくは中止される場合があります。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注)4.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年7月14日)に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%を上限株式数として、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数も変更される場合があります。
3. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
4. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
5. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
6. 売出価額の総額は、仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額です。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一です。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	35,700	41,769,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 35,700株
計(総売出株式)	—	35,700	41,769,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しです。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一です。

(注)2. 6. の全文削除及び3. 4. 5. 7. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2025年 7月15日(火) 至 2025年 7月18日(金)	100	未定 (注) 1	株式会社 S B I 証券の 本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定です。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
4. 株式会社 S B I 証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
1,170	自 2025年 7月15日(火) 至 2025年 7月18日(金)	100	1株につ き1,170	株式会社 S B I 証券の 本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年 7月14日に決定しました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
4. 株式会社 S B I 証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である渋谷修太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、主幹事会社は、35,700株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025年8月15日を行使期限として貸株人より付与される予定です。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)2.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年7月14日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数となるように、グリーンシュエオプションに係る株式数も変更されます。

また、主幹事会社は、2025年7月24日から2025年8月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である渋谷修太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、主幹事会社は、35,700株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025年8月15日を行使期限として貸株人より付与されています。

また、主幹事会社は、2025年7月24日から2025年8月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である渋谷修太並びに当社株主である株式会社ヤブリ、株式会社電通グループ、山本公哉、櫻井裕基、山崎将司、宮毛忠相、さくらインターネット株式会社、日本交通株式会社、インターウォーズ株式会社、古川健介、木山産業株式会社、塚本幹夫及び当社従業員（元従業員であった者を含む）３名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2026年1月19日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡しすること及びグリーンシュエーションの対象となる当社株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しています。

また、当社株主であるB Dash Fund 4号投資事業有限責任組合、いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合、地方創生新潟1号投資事業有限責任組合、朝日メディアラボベンチャーズ株式会社、Catalyst 1号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル4号投資事業組合、株式会社CARTA VENTURES及びSI創業応援ファンド投資事業有限責任組合は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日間（2025年10月21日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」といい、ロックアップ期間とあわせて以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社東京証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しています。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しています。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年1月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定です。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である渋谷修太並びに当社株主である株式会社ヤプリ、株式会社電通グループ、山本公哉、櫻井裕基、山崎将司、宮毛忠相、さくらインターネット株式会社、日本交通株式会社、インターウォーズ株式会社、古川健介、木山産業株式会社、塚本幹夫及び当社従業員（元従業員であった者を含む）3名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2026年1月19日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡しすること及びグリーンシュエーションの対象となる当社株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しています。

また、当社株主であるB Dash Fund 4号投資事業有限責任組合、いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合、地方創生新潟1号投資事業有限責任組合、朝日メディアラボベンチャーズ株式会社、Catalyst 1号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル4号投資事業組合、株式会社CARTA VENTURES及びS1創業応援ファンド投資事業有限責任組合は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日間（2025年10月21日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」といい、ロックアップ期間とあわせて以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社東京証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間 中、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しています。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しています。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年1月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(訂正前)

a．親引け先の概要	名称	株式会社ヤプリ
	本店の所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書第12期 (2024年1月1日～2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出
b．当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式352,400株を保有しています。
	人事関係	当社の社外取締役である庵原保文は親引け先の代表取締役社長CEOを兼務しています。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	資本業務提携先です。
c．親引け先の選定理由		当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくためです。
d．親引けしようとする株式の数		未定（引受人の買取引受けによる株式売出しにおける売出株式のうち、17,000株を上限として2025年7月14日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針		長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。
g．親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。

a．親引け先の概要	フラー従業員持株会（理事長 齋藤 駿） 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2
b．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会です。
c．親引け先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためです。
d．親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受けによる株式売出しにおける売出株式のうち、4,500株を上限として、2025年7月14日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しています。
g．親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会です。

(訂正後)

a．親引け先の概要	名称	株式会社ヤプリ
	本店の所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書第12期 (2024年1月1日～2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出
b．当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式352,400株を保有しています。
	人事関係	当社の社外取締役である庵原保文は親引け先の代表取締役社長CEOを兼務しています。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	資本業務提携先です。
c．親引け先の選定理由		当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくためです。
d．親引けしようとする株式の数		当社普通株式17,000株
e．株券等の保有方針		長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。
g．親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。

a．親引け先の概要	フラー従業員持株会（理事長 齋藤 駿） 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2
b．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会です。
c．親引け先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためです。
d．親引けしようとする株式の数	当社普通株式3,500株
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しています。
g．親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会です。

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、売価格決定日（2025年7月14日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、2025年7月14日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売価格（1,170円）と同一です。

(4) 親引け後の大株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の 割合（％）	本募集及び引受人の買取引 受による売出し後の所有株 式数（株）	本募集及び引受人の買取引受に よる売出し後の株式（自己株式 を除く。）の総数に対する所有 株式数の割合 (％)
株式会社ヤブリ	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階	352,400	19.85	369,400	20.13
株式会社電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	346,000	19.49	346,000	18.86
B Dash Fund 4号投資事業有限責任組 合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	146,630	8.26	146,630	7.99
渋谷 修太	新潟県新潟市	198,991 (10,000)	11.21 (0.56)	119,991 (10,000)	6.54 (0.54)
いばらき新産業創出 ファンド投資事業有限責 任組合	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	90,000	5.07	90,000	4.90
地方創生新潟1号投資事 業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地 PLAKA3 1階	59,320	3.34	59,320	3.23
山本 公哉	東京都目黒区	48,600 (10,000)	2.74 (0.56)	48,600 (10,000)	2.65 (0.54)
山崎 将司	千葉県流山市	41,400 (4,000)	2.33 (0.23)	41,400 (4,000)	2.26 (0.22)
-	-	40,000 (10,000)	2.25 (0.56)	40,000 (10,000)	2.18 (0.54)
朝日メディアラボベン チャーズ株式会社	東京都中央区築地五丁目3番2号	37,400	2.11	37,400	2.04
計	—	1,360,741 (34,000)	76.66 (1.92)	1,298,741 (34,000)	70.78 (1.85)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（株式会社ヤブリ 17,000株、フラー従業員持株会4,500株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヤブリ	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階	352,400	19.85	369,400	20.13
株式会社電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	346,000	19.49	346,000	18.86
B Dash Fund 4号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	146,630	8.26	146,630	7.99
渋谷 修太	新潟県新潟市	198,991 (10,000)	11.21 (0.56)	119,991 (10,000)	6.54 (0.54)
いばらき新産業創出 ファンド投資事業有限責任組合	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	90,000	5.07	90,000	4.90
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地 PLAKA3 1階	59,320	3.34	59,320	3.23
山本 公哉	東京都目黒区	48,600 (10,000)	2.74 (0.56)	48,600 (10,000)	2.65 (0.54)
山崎 将司	千葉県流山市	41,400 (4,000)	2.33 (0.23)	41,400 (4,000)	2.26 (0.22)
-	-	40,000 (10,000)	2.25 (0.56)	40,000 (10,000)	2.18 (0.54)
朝日メディアラボベン チャーズ株式会社	東京都中央区築地五丁目3番2号	37,400	2.11	37,400	2.04
計	—	1,360,741 (34,000)	76.66 (1.92)	1,298,741 (34,000)	70.78 (1.85)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親付けを勘案した株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

5．売出数の決定範囲について

(訂正前)

「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」（注）4．に記載の範囲に加えて、2025年7月14日に決定される予定の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定されることになります。

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である211,521,600円以上334,432,800円以下の範囲内であること。

(訂正後)

「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」（注）4．に記載の範囲に加えて、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定されました。

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である211,521,600円以上334,432,800円以下の範囲内であること。